

# 労働法令のポイント

## 社会保険・厚生関係

### 「食事で支払われる報酬等」に係る現物給与の価額を改正

会社から労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算の上、社会保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求める必要がある。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合は、原則として毎年4月1日に更新される「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた都道府県ごとの額<sup>\*</sup>に基づいて通貨に換算する。令和6年4月1日からも同価額が改正されたため、現物給与の価額を再計算する必要がある。

<sup>\*</sup>食事については総務省統計局の「家計調査」および「小売物価統計調査」、住宅については「住宅・土地統計調査」がベースとなる。

#### 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件 (令 6. 3. 1 厚労告50)

百瀬日南 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

## 1. 現物給与とは

「現物給与」とは、労働の対償として支給される賃金・報酬が通貨ではなく現物である場合のことを指す。現物給与の種類は多岐にわたる。社宅や寮を支給する「住宅」と食事や食券を支給する「食事」が多いが、他に「被服」（業務利用のための制服や作業着は除く）や「自社製品」「通勤定期券」などもある。

## 2. 現物給与の価額の決まり方

通勤定期券のように、その現物給与の価額が明確になっているものであれば分かりやすいが、現物給与の大半は価額が不明確であるため、厚生労働省告示で算出方法が具体的に示されている。

以下では、現物給与として一般的な「住宅」と

「食事」の価額の決まり方、および令和6年4月1日より改正された内容について解説する。

### 【1】住宅の現物給与について

住宅の現物給与は、企業が法人契約した住宅を従業員に提供する方法が一般的である。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額表により、都道府県別に畳一畳分の金額が定められており、住宅の畳数を乗じて額を計算する。住宅が平方メートル表示の場合は、1畳当たり1.65平方メートルと換算して計算する。ただし、価額の計算に当たっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用のスペースを対象とし、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下などの居住用ではないスペースは含めない。ま

た、月途中からの入居であれば、日割り計算を行うことも可能であり、入居日以降の日数をその月の総日数で除し、1カ月相当の現物給与価額に乗じる（1円未満端数切り捨て）。

#### <具体例>現物給与としての社宅が東京都に所在していた場合

[価額の計算の対象となる居住用スペース（洋室、居間〔リビング・ダイニング〕、和室など）の合計が11畳のケース]

令和6年4月8日に入居した場合は、以下より2万2828円が現物給与価額となる。

- 現物給与価額（東京都／令和6年4月以降）：2830円/畳
- $(30日 - 8日) \div 30日 \times (2830円 \times 11畳) = 2万2828円$ （1円未満端数切り捨て）

## [2] 食事の現物給与について

企業による食事の現物給与は、社員食堂を設け従業員に食事を提供する、あるいは弁当を購入して従業員に提供する等の方法が一般的である。よく見落とされがちなものに、飲食店で従業員に支給される「賄い」が挙げられる。住宅同様、厚生労働大臣が定める現物給与の価額表により、都道府県別に食事で支払われる報酬額が決められており、当該額の3分の2以上に相当する額を食費として本人から徴収している場合には、現物としての食事の供与はないものとして取り扱われる。一方で、3分の2に満たない額しか本人から徴収していない場合は、現物給与の価額から本人徴収額を差し引いた額が報酬として取り扱われる点に留意を要する。

なお、健康保険組合の場合は、現物給与の価額について別段の定めをしているケースがあるため、組合管掌健康保険に加入している際は確認が必要である。

#### <具体例>東京都の事業所で昼食を提供している場合

- 現物給与価額（1人1日当たりの昼食のみの額、東京都／令和6年4月以降）：270円
- 現物給与価額の3分の2以上の額： $270円 \times (2 \div 3) = 180円$

(従業員から1食当たり200円を徴収しているケース)

- 「200円>180円」のため、現物としての食事の供与はないものとみなされる

(従業員から1食当たり100円を徴収しているケース)

- 「100円<180円」となり、80円（=180円-100円）が報酬額となる

## 3. 適用すべき価額表

「住宅」「食事」の現物給与価額は都道府県ごとに定められている。勤務地と社宅の所在する都道府県が異なる場合は、被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになり、勤務地の価額によって計算する。例えば、勤務地が東京都にあるが社宅が埼玉県にある場合は東京都の価額を適用する。

本社で人事、労務、および給与の管理をしている会社の地方支店で勤務するケースも考えられる。この場合、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、特例として、支店が所在する都道府県の価額で計算する。例えば、東京都の本社で人事、労務および給与の一括管理を行っている会社の名古屋支店に勤務しているケースでは、愛知県の価額を適用する。なお、派遣労働者の場合、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算する。

## 4. 令和6年4月の改正内容

今回の法改正では、40の都道府県において食事の価額が改正された（[図表]青字参照）。

具体的には、一食当たりの価額が都道府県ごとに引き上げられ、日額では10～20円、月額では300～600円ほどの改正となる。

法改正に当たってはパブリックコメントの募集があり、集まった意見の中には、食事の価額が実生活における食費と比べて極端に低い統計結果となっていることへの指摘があった。労働保険料・社会保険料の算出に利用する価額のため、当然、実生活における食費とは乖離<sup>かいり</sup>が発生する。しかし、

食事の価額は毎年の統計結果を基に随時見直しているため、昨今の物価上昇を鑑みると、今後も価額改正されていくことが予想される。

## 5.実務への影響

まずは自社で提供している食事が現物給与に該当しないかどうかを確認する必要がある。

現物給与に該当するのであれば、報酬として取り扱い、社会保険料算定の基礎となる標準報酬月額に含めることになる。また、既に現物給与として価額が発生している場合は、報酬月額の再計算が必要である。そのほか、価額の改正は固定的賃金の変動（昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更）に該当する。

今回の改正は変更額が小さいため、食事の価額の改正のみで標準報酬の随時改定となる可能性は低いだろう。しかし、4月は賃金改定等が多く行われる時期であり、7月に随時改定の確認をする際、現物給与の価額改正も計算に含める必要があ

るため、漏れないように注意したい。

現物給与の価額を適切に計算できていなければ、当然、納付すべき社会保険料の計算も誤ったものになる。社会保険料納付の督促を受けた後も、その指定の期限までに保険料を納付しない場合は、滞納処分を受けたり、延滞金の支払いを求められたりする。現物給与の価額は毎年改正される可能性があるため、変更柔軟に対応できる体制を構築することが必要である。

給与計算システムによっては、現物給与の価額の改正を自動的に反映できないものもあるため、給与計算担当者が現物給与の考え方を理解し、対応していくことが重要である。現物給与に関する制度をこれから設ける場合は、“現物による供与あり”となるケースに該当しないよう、余裕を持って従業員負担額を設定することも考えられる。

今回の改正により、労働保険についても同様に食事の価額が改正されるため、同様に現物給与に該当しているかどうかを忘れずに確認しておきたい。

【図表】令和6年4月からの現物給与の価額(食事で支払われる報酬等、青字で示した金額のみ変更)

都道府県名	1人1月 当たりの 食事の額	1人1日 当たりの 食事の額	1人1日 当たりの 朝食のみ の額	1人1日 当たりの 昼食のみ の額	1人1日 当たりの 夕食のみ の額	都道府県名	1人1月 当たりの 食事の額	1人1日 当たりの 食事の額	1人1日 当たりの 朝食のみ の額	1人1日 当たりの 昼食のみ の額	1人1日 当たりの 夕食のみ の額
北海道	23,100	770	190	270	310	滋賀県	22,500	750	190	260	300
青森県	22,200	740	190	260	290	京都府	22,800	760	190	270	300
岩手県	22,200	740	190	260	290	大阪府	22,500	750	190	260	300
宮城県	22,200	740	190	260	290	兵庫県	22,800	760	190	270	300
秋田県	22,500	750	190	260	300	奈良県	22,200	740	190	260	290
山形県	23,400	780	200	270	310	和歌山県	22,800	760	190	270	300
福島県	22,500	750	190	260	300	鳥取県	23,100	770	190	270	310
茨城県	22,200	740	190	260	290	島根県	23,400	780	200	270	310
栃木県	22,500	750	190	260	300	岡山県	22,800	760	190	270	300
群馬県	21,900	730	180	260	290	広島県	23,100	770	190	270	310
埼玉県	22,500	750	190	260	300	山口県	23,400	780	200	270	310
千葉県	22,800	760	190	270	300	徳島県	23,100	770	190	270	310
東京都	23,400	780	200	270	310	香川県	22,800	760	190	270	300
神奈川県	23,100	770	190	270	310	愛媛県	22,800	760	190	270	300
新潟県	22,800	760	190	270	300	高知県	22,800	760	190	270	300
富山県	23,100	770	190	270	310	福岡県	22,200	740	190	260	290
石川県	23,400	780	200	270	310	佐賀県	21,900	730	180	260	290
福井県	23,700	790	200	280	310	長崎県	22,800	760	190	270	300
山梨県	22,500	750	190	260	300	熊本県	22,800	760	190	270	300
長野県	21,600	720	180	250	290	大分県	22,500	750	190	260	300
岐阜県	22,200	740	190	260	290	宮崎県	21,900	730	180	260	290
静岡県	22,200	740	190	260	290	鹿児島県	22,500	750	190	260	300
愛知県	22,500	750	190	260	300	沖縄県	24,000	800	200	280	320
三重県	22,800	760	190	270	300						